

安全報告書2007



2007年9月



阪神電気鉄道株式会社

安全報告書2007

目次

I. ごあいさつ	1
II. 安全方針	2
III. 安全目標	2
IV. 鉄道事故等と再発防止措置	3
1. 事故・輸送障害の発生件数	3
2. 主な事故内容	3
3. 輸送障害	4
4. インシデント	4
V. 安全施策	5
1. 安全重点施策	5
2. 安全関連投資計画	5
3. 安全関連投資計画の実施状況と計画	5
VI. 安全管理体制と方法	6
1. 安全管理組織体制（概要図）	6
2. 管理者の役割	6
3. 安全管理方法	7
VII. 安全対策の実施状況	8
1. 人材対策	8
2. 非常時対応訓練	9
3. 設備対策	10
4. 安全投資	19
5. 安全に関するその他の取組み・体制	19
VIII. お客さま、関係者等との連携	20
1. お客さまからのご意見	20
2. お客さま、沿線住民のみなさまへのご協力をお願い	20
IX. 安全報告書へのご意見等	20

※ 本報告書は、鉄道事業法第19条の4等に基づき作成・公表するものです。

I. ごあいさつ

平成18(2006)年度は、当社にとって創業101年目に当り、2世紀目の営業を迎えるという大きな節目の年でありましたが、鉄道の安全確保につきましては、もとより事業運営の最優先事項として、鉄道事業者の最大の使命として取組んできており、今後もその姿勢を継続し、さらなる充実に努力していく所存であります。

今般の「運輸の安全性向上のための鉄道事業法等の一部改正」により、鉄道事業者に種々の安全に対する対応が義務付けられております。これらを遵守し運営していくことは勿論のこと、これを契機として、その「安全水準」の維持とさらなる向上を図る必要があると考えています。そのためには、安全の確保に対する種々の取組みを安全マネジメントシステム（P=Plan[計画]・D=Do[実施]・C=Check[確認]・A=Act[改善]）として機能させ、より精度の高い安全確保のための社内システムを構築し、定着させていかなければなりません。

当社は、責任事故皆無の近畿運輸局長表彰を昭和60(1985)年から連続して受賞してまいりました。しかしながら運行に支障を来たすトラブルは発生しており、この事実を真摯に受け止め、小さなトラブルについても大きな事故の潜在要因であるとの認識を全社員が持って業務に臨み、安全の確保に対する体制を醸成していきます。

みなさまの足「阪神電車」として、安全・安心・快適をお客様に提供し続けていくために、今後も種々の施策について確実に実行し、安全の確保に全力を尽くしてまいります。

以下に当社の「安全」に対する取組み、実績などをご報告申し上げます。

平成19年9月

阪神電気鉄道株式会社
取締役社長
坂井 信也



阪急阪神グループ経営理念

- 使 命** 「安心・快適」、そして「夢・感動」をお届けすることで、お客様の喜びを実現し、社会に貢献します。
- 価値観**
- お客様原点
すべてはお客様のために。これが私達の原点です。
 - 誠実
誠実であり続けることから、私たちへの信頼が生まれます。
 - 先見性・創造性
時代を先取りする精神と柔軟な発想が、新たな価値を創ります。
 - 人の尊重
事業に携わる一人ひとりが、かけがえのない財産です。

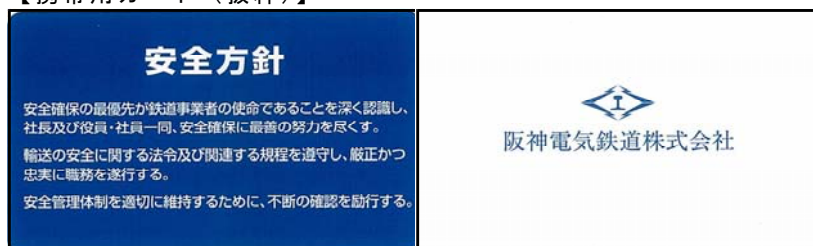
Ⅱ. 安全方針

当社は、鉄道事業の安全確保への取組みに際して「安全方針」を定めております。

- 安全確保の最優先が鉄道事業者の使命であることを深く認識し、社長及び役員・社員一同、安全確保に最善の努力を尽くす。
- 輸送の安全に関する法令及び関連する規程を遵守し、厳正かつ忠実に職務を遂行する。
- 安全管理体制を適切に維持するために、不断の確認を励行する。

「安全方針」を鉄道従事員全員に周知徹底するため、種々の社内通知に併せ、携帯用カードを各人に配布、携帯させると共に各職場において額入れ掲示しております。

【携帯用カード（抜粋）】



Ⅲ. 安全目標

「安全目標」をつぎの通り定めます。

- 責任事故皆無の継続

IV. 鉄道事故等と再発防止措置

1 事故・輸送障害の発生件数

【事故等報告（鉄道事業法・鉄道事故等報告規則に基づく報告）】

(件数)

		平成18(2006)年度	平成17(2005)年度	平成16(2004)年度
事故	列車衝突事故	0	0	0
	列車脱線事故	0	0	0
	列車火災事故	0	0	0
	踏切障害事故	2 (1)	0	2 (2)
	道路障害事故	0	0	0
	鉄道人身障害事故	10 (9)	3 (3)	4 (4)
	鉄道物損事故	0	0	0
輸送障害		8 [1]	17 [2]	10 [3]
合計		20	20	16

※ () 数は、線路内立入り等による人身障害事故件数 [内数]

[] 数は、自然災害件数 [内数]

2 主な事故内容 [平成18(2006)年度実績]

○鉄道人身障害事故

■発生日時

平成18(2006)年10月17日 18時27分頃

■発生場所

本線元町駅

■事故概要

車掌による扉操作時の安全確認疎漏(扉挟み発車、転倒負傷[打撲])

車掌経験年数 2ヵ月

■再発防止対策

- ・新人車掌の添乗指導回数の増と指導方法の精査
- ・扉開閉時、確認ポイントの具体的作業手順を追加

○踏切障害事故（第三者障害）

■発生日時

平成19(2007)年3月24日 20時12分頃

■発生場所

小曾根道踏切道（本線鳴尾駅～武庫川駅間） 車両通行禁止踏切道

■事故概要

電動車イス使用者が当該踏切道横断時、電動車イス車輪をバラスト上へ脱輪。軌道内から動けず通過列車と接触（接触負傷[骨折]）

■再発防止対策

- ・車イスが車禁踏切道の中央を通行し易いように踏切両端（道路側）付近の車止めを移設
- ・踏切事故防止の啓発活動の実施
- ・踏切支障報知装置（非常押ボタン）の設置

○自然災害（雷害発生）[1件]

■発生日時

平成18(2006)年8月22日 14時19分頃

■発生場所

本線尼崎センタープール前駅構内

■事故概要

落雷により、尼崎センタープール前駅でP T C（Programed Traffic Control／列車運行管理システム）による制御不能及び連動操作卓の故障

■措置並びに再発防止対策

- ・電子連動制御パソコンの取替えによる復旧
- ・雷害対策の検討

3 輸送障害

(件数)

		平成18(2006)年度	平成17(2005)年度	平成16(2004)年度
鉄道係員	信号			
	その他	1	1	
車両・鉄道施設	車両故障	3	5	2
	転てつ装置故障			
	閉そく装置			
	信号装置故障			
	踏切保安設備			
	その他	2	6	3
鉄道外	妨害			
	線路内支障	1		1
	線路内立入り		1	
	踏切道			
	火災			
	その他	1 [1]	4 [2]	4 [3]
		8	17	10

※ [] 数は、自然災害件数 [内数]

4 インシデント [平成18(2006)年度実績]

【インシデント報告（鉄道事業法・鉄道事故等報告規則に基づく報告）】

インシデントとは、「鉄道運転事故が発生するおそれがあると認められる事態」のことであり、下記の通り報告内容が定められていますが、平成18(2006)年度の発生はありませんでした。

(件数)

閉そく違反	信号違反	信号冒進	本線逸走	工事違反	車両脱線	施設障害	車両障害	危険物漏えい	その他	計
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

V. 安全施策

【安全施策2007の策定】

1 安全重点施策 [平成19(2007)年度]

平成19(2007)年度の安全重点施策は、下記項目の通りとし、教育・訓練の場等において積極的に取り組んでまいります。

- ・安全管理規程の適切な運用
- ・安全確保を第一とする企業風土の醸成
- ・コンプライアンスの徹底
- ・事故の芽・ヒヤリハットの抽出、対応の定着
- ・情報の伝達・共有及び記録の作成・管理

※「安全管理規程」とは、輸送の安全を確保するための基本的な方針(安全方針)や社長以下、安全統括管理者、運転管理者などの各管理者の明確な責任体制、役割、権限等を定めたものであり、平成18(2006)年10月施行の鉄道事業法の一部改正により、鉄道事業者に策定、国への届出を義務付けされたものです。

2 安全関連投資計画 [平成19(2007)年度]

平成19(2007)年度の主な安全関連投資計画は、下記項目の通りであります。

- ・連続立体交差事業の継続推進(東灘連立[本線住吉・芦屋間]/鳴尾連立[本線甲子園・武庫川間])
- ・車両改造の継続実施
- ・耐震補強の継続実施
- ・非常通報装置の継続整備
- ・運転士異常時列車停止装置、運転状況記録装置の整備
- ・設備更新・改良工事等、その他

3 安全関連投資計画の実施状況と計画

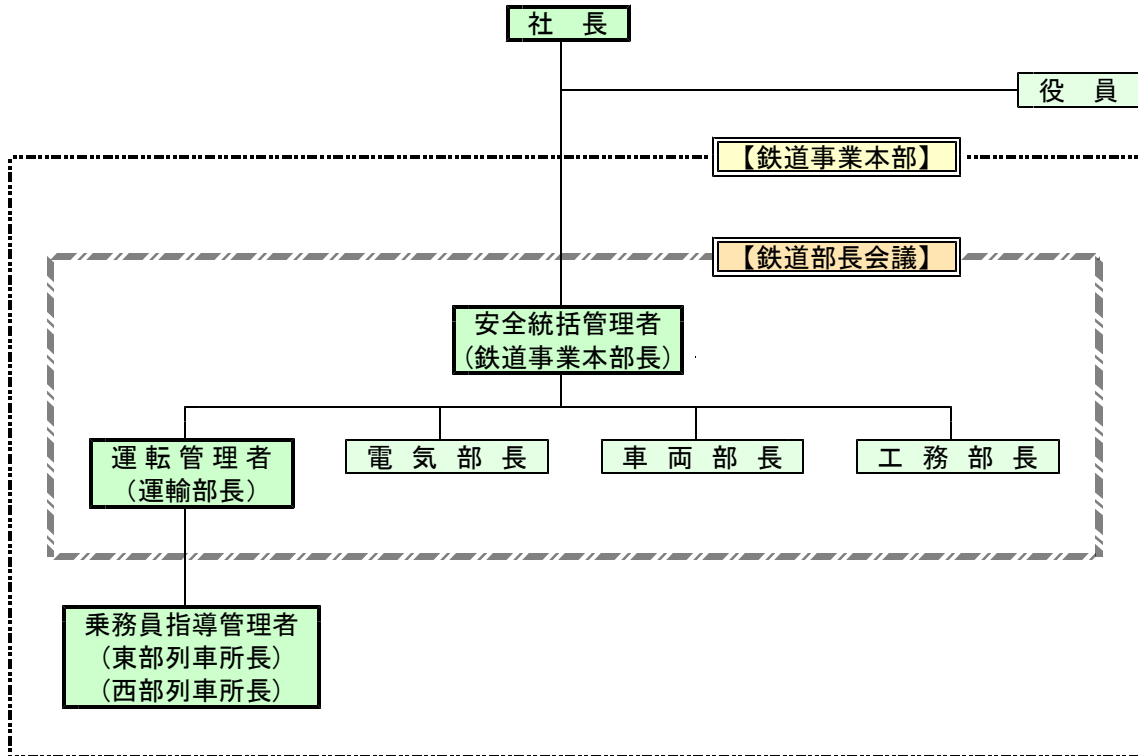
【安全関連投資計画達成度】

	平成18(2006)年度 [達成度評価]	平成19(2007)年度 [計画]	備 考
高 架 化	○	継続工事	
車 両 改 造	○	継続工事	
耐 震 対 策	○	継続工事	
非 常 通 報 装 置	○	継続工事	H18年度末現在19駅に設置済み H19年度：3駅設置予定
運転士異常時列車停止装置等	—	技術基準対応工事	運転状況記録装置含む
設 備 更 新 等	○	継続工事	

[凡例] ○：計画通り達成／△：計画の一部達成／×：未達成／—：該当なし

Ⅵ. 安全管理体制と方法

1 安全管理組織体制（概要図）



2 管理者の役割

安全統括管理者等を選任するとともに、経営者をはじめ輸送の安全の確保に係る役割を定めております。

役 職	役 割
社 長	輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
安全統括管理者 (鉄道事業本部長)	輸送の安全の確保に関する業務を統括管理する。
運輸管理者 (運輸部長)	安全統括管理者の指揮の下、列車の運行、運転士及び車掌の資質の保持、その他運転に関する業務を管理する。
乗務員指導管理者 (東・西列車所長)	運輸管理者の指揮の下、運転士の資質の保持に関する事項を管理する。
電気部長	安全統括管理者の指揮の下、電気施設に関する事項を総括する。
車両部長	安全統括管理者の指揮の下、車両に関する事項を総括する。
工務部長	安全統括管理者の指揮の下、軌道・土木・建築施設に関する事項を総括する。

3 安全管理方法

○鉄道部長会議

鉄道部長会議は、鉄道事業本部トップ（安全統括管理者〔常務取締役〕以下、鉄道担当役員、鉄道事業本部の各部長〔運輸部、電気部、車両部、工務部〕等）により構成され、原則として月2回開催しております。

安全に関する事項についても、協議、検討、決定、指示する会議体です。

○鉄道課長会議・技術運輸小委員会等の各種定例会議

鉄道事業本部の各部の課長クラスで、各部間の業務の調整・検討、事故・トラブルの報告などを行う会議体となり、種々の情報共有に努めております。また、鉄道部長会議での決定事項、指示事項等を円滑かつ確実に遂行していくため、相互確認（情報共有）する会議体でもあります。また、業務遂行上の種々の案件について鉄道部長会議へ上申していく会議体ともなります。

○非常時対応体制

鉄道非常事態（列車運転事故、非常災害〔風水害、地震、火災〕等により会社の施設内で多数の死傷者を生じ、または会社の施設の復旧に長時間を要する事態）の発生に備え、非常事態対策規則等を策定し、非常時対応体制（全社）を構築しております。鉄道非常事態が発生すると、鉄道非常事態対策本部を設置し、救護、復旧、輸送の応急処置を迅速的確に行い、被害を最小限にとどめることに努めます。

また、鉄道非常事態には至らないものの、鉄道事業本部として、警戒、復旧、救護等の措置を講じる必要のある事態（非常事態等）の発生に備え、鉄道非常事態対策内規を策定し、鉄道事業本部の各部の任務等に関する基本的な事項を定め、連絡、連携を円滑にし、被害を最小限にとどめることに努める体制をとっております。

Ⅷ. 安全対策の実施状況

1 人材対策

○教育・訓練【平成18(2006)年度実績】

鉄道事業本部の各部は年間教育・訓練計画を策定し、確実に実施することにより、社員の技能、知識、資質等の向上、維持に努めております。

[主な教育内容]

■共通事項

- ・年5回ある各種運動・点検の定期的な実施による鉄道従事員の安全意識の醸成（各種運動・点検）

・春の全国交通安全運動	4月
・運転保安に関する特別総点検	6月
・安全運転推進運動	7月
・秋の全国交通安全運動	9月
・年末年始輸送等に関する安全総点検	12月～1月

- ・社員の各職場、立場における役割と責任に応じて必要となる知識、技術の研鑽、資質の向上並びに獲得した技能の維持
- ・法令、規程、規則等の遵守の徹底

■運輸部門

- ・助役、運転士、車掌、駅掌を対象にそれぞれ養成教育を年1回実施
- ・新任運転士、新任車掌、新任駅掌を対象にそれぞれ1, 3, 6, 12ヵ月毎に追指導、懇談会を開催など

■施設部門

- ・職長教育を実施（部署によって2～4回実施）
- ・列車防護教育を実施（部署によって3～4回実施）
- ・新入社員教育の実施など

■車両部門

- ・構内運転時の基本動作の重点指導を年4回実施
- ・出入場検査場安全開閉装置の取扱い教育を年2回実施
- ・新入社員教育の実施など

[主な訓練内容]

■共通訓練

- ・非常呼集訓練（非常事態を想定し早朝に呼集する訓練）を年3回実施
- ・脱線復旧訓練を年2回実施
- ・電車線断線復旧訓練を年2回実施など

■運輸部門

- ・地下駅防災訓練を年2回実施
- ・列車火災訓練を年1回実施
- ・ポイント手回し訓練を年4回実施
- ・踏切道手動扱訓練を年2回実施など

■ 施設（電気）部門

- ・ 信号設備障害復旧訓練を年2回実施
- ・ 変電設備故障復旧訓練を年2回実施など

■ 施設（工務）部門

- ・ 保線機械器具の取扱い並びに保線作業の教育訓練を年3回実施
- ・ 軌道検測車、マルチプルタイタンパー（自走式自動道床突固め装置）、重トロリー（工事用運搬車）等脱線復旧訓練を各年1回実施
- ・ 淀川水防門扉閉鎖訓練を年1回実施など

■ 車両部門

- ・ 脱線復旧訓練を年5回実施（共通訓練を含む）
- ・ 連結器アダプタの連結、解放訓練を年2回実施
- ・ 新型連結器アダプタの連結、解放訓練を年3回実施など

※連結器アダプタ：非常時対応として、連結器の異なる車両同士を連結する場合のアタッチメント（付属品）

2 非常時対応訓練

当社では非常事態に備え、毎年、定期に種々の非常時対応訓練を実施しております。
（主な訓練内容は、「1. 人材対策 [主な訓練内容]」の通りです。）

【脱線復旧訓練】



【電車線断線復旧訓練】



【水防訓練（防潮門扉閉鎖訓練）】



【信号設備障害復旧訓練】



3 設備対策

○プラットホーム上での安全対策

■非常通報装置

旅客がプラットホームから軌道上に転落された場合、軌道内に敷設した検知マットによる検知、又はプラットホーム上に設置した非常用押ボタンを操作することにより、乗務員及び駅係員に表示灯と警報ブザーによって異常を知らせ、事故を未然に防止しようとする装置です。

【転落検知マット設置駅】

既設置駅：梅田、杭瀬、甲子園、御影

【非常通報ボタン設置駅】

既設置駅：野田、姫島、千船、杭瀬、大物、出屋敷、尼崎センター前、武庫川
鳴尾、甲子園、西宮、香櫨園、芦屋、御影、岩屋、春日野道

平成18年度設置駅：打出、石屋川、大石

平成19年度設置予定駅：梅田、久寿川、今津 以降も順次整備予定



表示灯

■ I T V（車掌確認用モニター）

曲線ホームやホーム上の建築物により、車掌が全車両の旅客を確認しにくいホームに設置しております。平成19(2007)年3月末現在、20駅にカメラ60台、モニター79台を設置しております。



■ 車両間の転落防止幌

旅客等がホームから車両の連結間へ転落される事故を未然に防止するため、ゴム製の外幌を取り付けております。平成19(2007)年3月末現在で250両に設置し、設置率は約80%となります。



■ 待避用ホームステップ

旅客が軌道上へ転落された場合、ホーム下等へ避難困難な箇所において、速やかにホーム上へ上げられるよう一定間隔でステップを取り付けております。



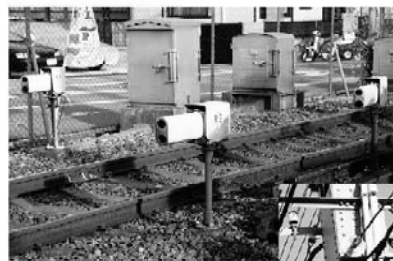
○踏切道での安全対策

【踏切保安装置】

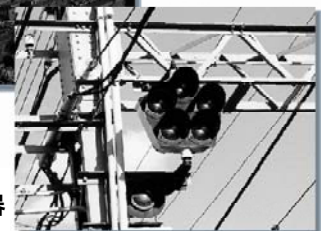
■ 踏切障害物検知装置

車が通過する踏切にはすべて踏切障害物検知装置を設置しております。この装置は、光線を照射する発光器とそれを受ける受光器、列車の運転士に異常を知らせる発光信号器などからなり、踏切内の障害物により光線が4秒以上遮断された場合又は遮断棒が完全に降下しない場合、踏切手前にある発光信号器が点灯し、列車の運転士に前方の踏切の異常を知らせます。

発光器、受光器



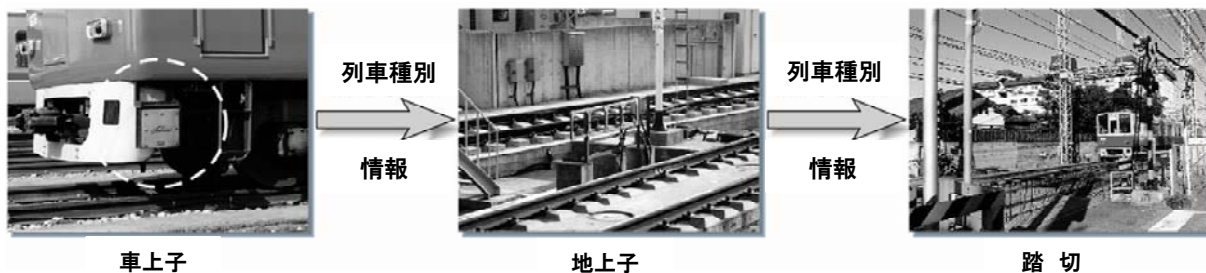
発光信号器



■ 遮断時間の適正化

遮断機は、列車が一定距離まで近付くと遮断棒を降下する仕組みになっております。しかし、すべての列車が同一地点に近付いて遮断棒を降ろすのでは、列車種別により運転速度や停車駅が異なるため、遮断棒が降りてから列車が踏切を通過するまでの時間の長さが変わり、遮断時間に差異が生じます。

それを解消するため、昭和46(1971)年から列車種類選別装置を設置し、列車種別に応じて全踏切の遮断時間を適正に制御しております。



運転士が運転台に設置された設定器で列車種別を設定すると、その情報は車上子(車上アンテナ)に伝えられます。

地上子(地上アンテナ)から電波を車上子に当てその反射応答により地上の識別装置が列車種別を識別します。

識別された列車種別に応じて、遮断開始のタイミングを変えています。

■ 踏切遮断棒の大口径化

踏切道への自動車の無理な進入などにより発生する踏切遮断棒の折損件数の多い踏切道(西大阪線の2踏切道)に、昨年[平成18(2006)年1月]、試験的に大口径遮断棒カバーを採用し、その効果について検証しております。



(参考)

□ 踏切道総数40カ所(本線26カ所/西大阪線5カ所/武庫川線9カ所)

□ 踏切遮断棒・折損件数

	平成18(2006)年度	平成17(2005)年度	平成16(2004)年度
折損件数	38	33	54

■ A T S

A T S (Automatic Train Stop/自動列車停止装置)は、列車が信号機に示された速度以上のスピードで通過した場合、自動的にブレーキが掛かり、減速・停止させる安全装置です。当社では、全線に設置しており、連続制御方式を採用しております。これは、信号機の現示に基づき速度の基準を5段階(時速110km, 70km, 50km, 30km, 20km)に分け、列車の運転速度と連続的に照合するシステムです。

仮に運転速度が照査速度(チェック速度)を超えた場合は、自動的にA T Sブレーキが掛かります。一部の曲線等における速度制限にもこのA T Sを利用して速度超過を防止しています。

■ 駅誤通過防止装置

列車種類選別装置の情報を利用し、停止列車が駅に接近してくると「列選S標」が点滅を開始し、同時にA T Sコードを使用して、列車の入駅速度を制限します。これにより、停車駅にもかかわらず駅を通過する人為的ミスを防ぎます。



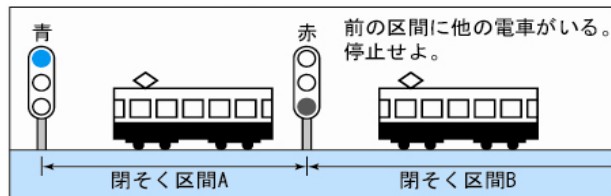
列車選別標

【参考】

・ 閉そく方式と信号機

全路線を一定の区間に分割し、一つの区間に一列車以上走らせないことにより、安全を確保する仕組みのことを閉そく方式といいます。分割した一区間は閉そく区間といい、その入口に信号機を設置し、進入の許可及び制限速度を示すことで、安全で正確な運転を確保しております。

信号機は、その使用目的、現示方法、操縦の方法によって様々な種類に分かれております。



・ 連動装置

列車の進行を変える転てつ機(ポイント)と、進路へ進入する許可を与える信号機を連動させるとともに、万一操作ミスがあっても作動しないような機構を備えたものを連動装置といいます。

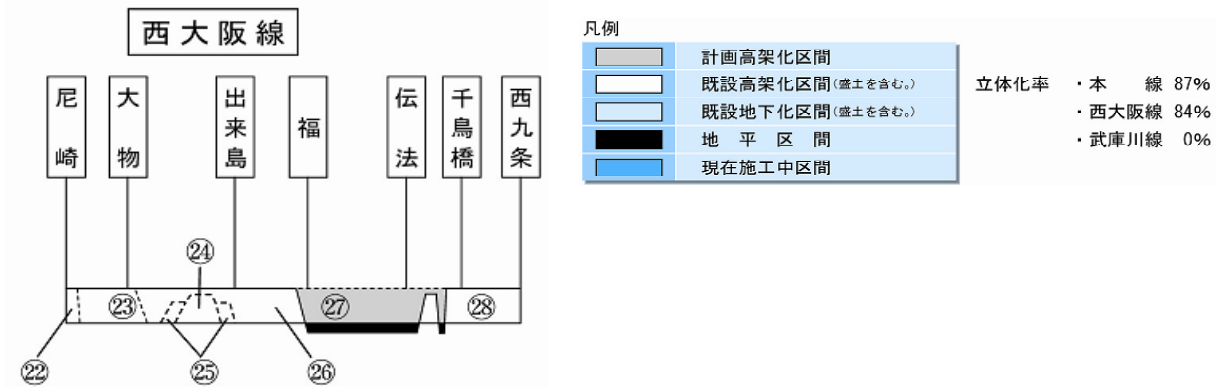
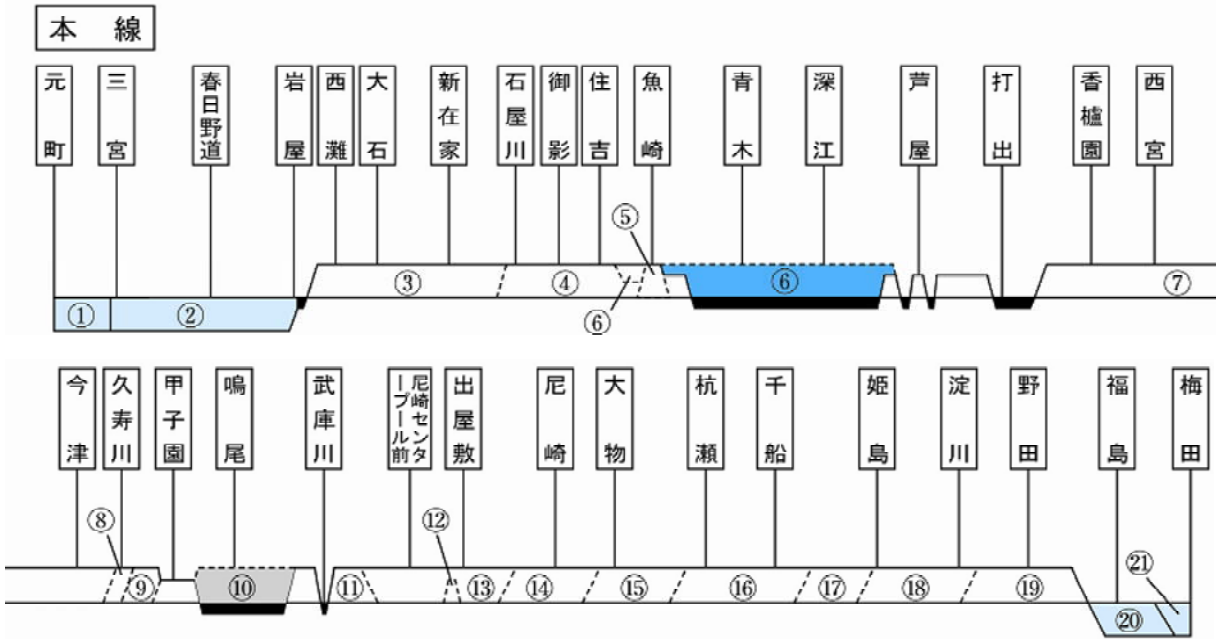
当社では、信頼度・保安度の高い第1種電気継電連動装置又は第1種電子連動装置を設置し、転てつ機、信号機等を制御しております。

■ 高架化、地下化

大阪・神戸間を結ぶ当社線は、道路交通量の非常に多い市街地に位置していることから、これまで踏切道除却の立体交差化等の要請が強く、当社も長年にわたり積極的に取り組んできております。その結果、現在の立体化率は、本線で87%、西大阪線で84%と非常に高い水準を誇り、踏切事故が大幅に減少しております。

現在は、本線住吉・芦屋間で高架化工事(住吉・魚崎間は完成)を進めております。

● 立体化の状況



立体化率

- ・本線 87%
- ・西大阪線 84%
- ・武庫川線 0%

番号	場 所	立 体 化 開 通 年 月	除 却 又 は 除 却 予 定 の 踏 切 道 数
①	元 町 ~ 三 宮 間	昭 11. 3	(新 設)
②	三 宮 ~ 岩 屋 間	昭 8. 6	(専 用 軌 道 化)
③	西 灘 ~ 石 屋 川 間	昭 42. 7	16 ※
④	石 屋 川 ~ 住 吉 間	昭 4. 7	(専 用 軌 道 化)
⑤	住 吉 川 左 右 岸	平 4. 3	2 ※
⑥	住 吉 ~ 芦 屋 間	工 事 中	11 ※
⑦	堀 切 川 ~ 久 寿 川 間	平 13. 3	16 ※
⑧	久 寿 川 駅 付 近	昭 61. 6	2 ※
⑨	久 寿 川 ~ 甲 子 園 間	昭 58. 1	1 ※
⑩	甲 子 園 ~ 武 庫 川 間	未 定	6 ※
⑪	武 庫 川 ~ 尼 崎 中 心 前	昭 45. 5	0 ※
⑫	蓬 川 付 近	昭 44. 8	1
⑬	武 庫 川 ~ 尼 崎 間	平 6. 1	7 ※
⑭	尼 崎 駅 付 近	昭 39. 2	3 ※
⑮	大 物 ~ 杭 瀬 間	昭 52. 4	5 ※
⑯	杭 瀬 ~ 千 船 間	昭 52. 4	7
⑰	千 船 ~ 姫 島 間	昭 52. 2	2 ※
⑱	姫 島 ~ 淀 川 間	昭 42. 12	5
⑲	淀 川 ~ 福 島 間	昭 36. 11	6 ※
⑳	野 田 ~ 梅 田 間	平 5. 9	6 ※
㉑	梅 田 駅 付 近	昭 14. 3	(新 設)

番号	場 所	立 体 化 開 通 年 月	除 却 又 は 除 却 予 定 の 踏 切 道 数
22	尼 崎 駅 付 近	昭 39. 2	2 ※
23	尼 崎 ～ 出 来 島 間	昭 53. 3	1 ※
24	佃 付 近	昭 55. 1	1 ※
25	神 崎 川 付 近	昭 39. 6	3
26	大 物 ～ 福 間	平 10. 9	3 ※
27	福 ～ 千 鳥 橋 間	未 定	5 ※
28	千 鳥 橋 ～ 西 九 条 間	昭 39. 5	(新 設)

(注)・※は工事の全部又は一部が都市計画事業であることを示す。
 ・③本線西灘～石屋川間の高架は平成7年1月の阪神大震災による損壊のため、平成7年6月再建。

○車両の安全対策

【車両検査】

車両の安全を保つため、尼崎車庫・工場で検査を実施しております。定期的な検査は、列車検査、状態・機能検査(月検査)、重要部検査、全般検査で、このほか必要に応じて臨時検査を行っております。

■列車検査

10日を超えない期間ごとに、電車の主要部分について行う検査です。尼崎車庫において、1日あたり下記の編成(40～54両)の検査を行っております。

- ・急行車6両編成×4～5本
- ・急行車4両編成×1本又は急行車2両編成×1本
- ・普通車4両編成×4～5本



列車検査

■状態・機能検査(月検査)

3ヵ月を超えない期間ごとに、電車の各部の状態及び機能について行う検査です。尼崎車庫において1日当たり急行車6両編成1本又は普通車4両編成1本を行っております。



状態・機能検査(月検査)

■重要部検査

4年又は走行距離が60万kmを超えない期間のいずれか短い期間ごとに、動力発生装置、走行装置、ブレーキ装置、その他の重要な装置の主要部分を分解して行う検査です。主として工場で行っております。



重要部検査

■全般検査

8年を超えない期間ごとに、その主要部分を取り外して全般にわたって行う検査です。主として工場で行い、重要部検査と合わせて、年間約85両の検査を実施しております。

■ 非常通報装置・非常通話装置

客室内で非常事態等が発生した場合に乗務員に通報する装置として、全車両に非常通報装置を設置しております。

また、これに加えて、インターホン・タイプで乗務員との通話が可能な非常通話装置を、平成19(2007)年3月末現在、5500系、9000系、9300系、8000系（一部）の126両に設置しております。



中央扉横に設置
(1車両に2箇所)

非常通報装置



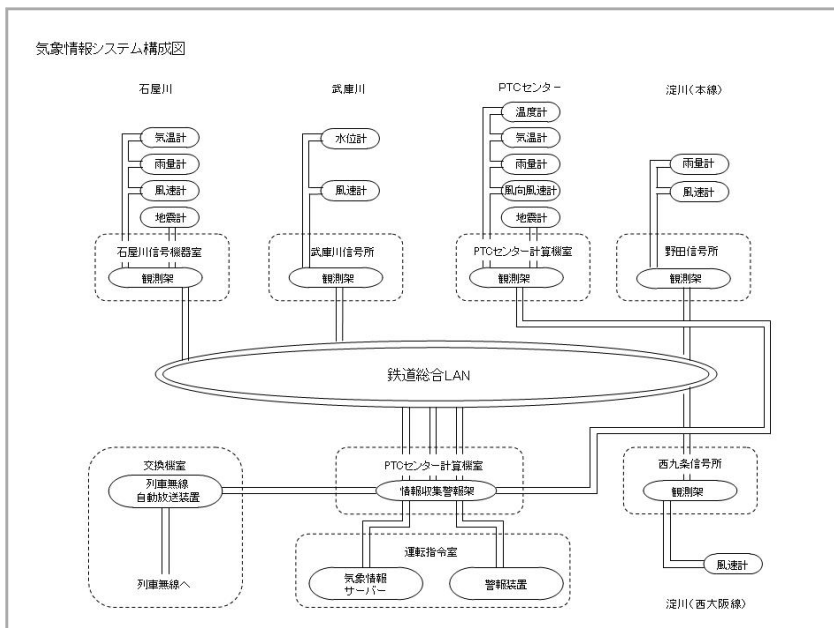
連結部貫通扉横に設置
(1車両に2箇所、但し先頭車両は1箇所)

非常通話装置/非常通報器

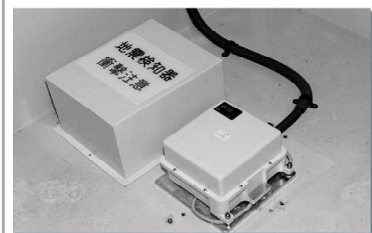
○ 自然災害に対する安全対策

■ 気象情報システム

沿線5カ所の気象観測データの集中監視を行うシステムです。阪神大震災を機に施設の新設・増設などの見直しを行い、平成8(1996)年9月から稼働し、平成18(2006)年11月には武庫川にも風速計を新設しました。鉄道総合LAN(Local Area Network)を通じ、運転指令室に地震や雨量、風速などの観測データを収集し、安全な列車運行に生かしております。なお、震度4以上の地震を感知した場合には、3秒以内に列車無線を通じて運行中の各列車に非常停止指令の放送を自動的に行う機能があります。



風速計

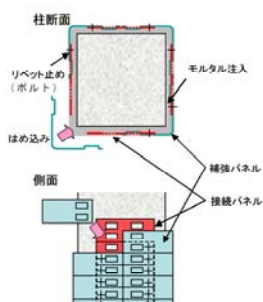


地震計

■ 耐震補強

耐震補強工事については、阪神淡路大震災以降、計画的に進捗を図っておりますが、これまで工事困難とされていた箇所についても、新たに開発された工法を採用することにより、実施可能なケースがあり、積極的に進捗を図ってまいります。

また、併せて落橋防止工事の進捗も図ってまいります。



小型鋼製パネル工法



圧縮型鋼製ダンパーブレース工法

○ その他の安全対策

■ 飲酒や薬物を使用した状態での運転の禁止

運転士と車掌には、出勤時、全員に対してアルコール検知器で酒気を帯びていないか確認しております。また、対面点呼を厳正に実施しております。

■ A E D（自動体外式除細動器）

平成18(2006)年3月から梅田、尼崎、甲子園、御影、三宮の各駅長室と西宮駅にA E D（自動体外式除細動器）を設置しております。

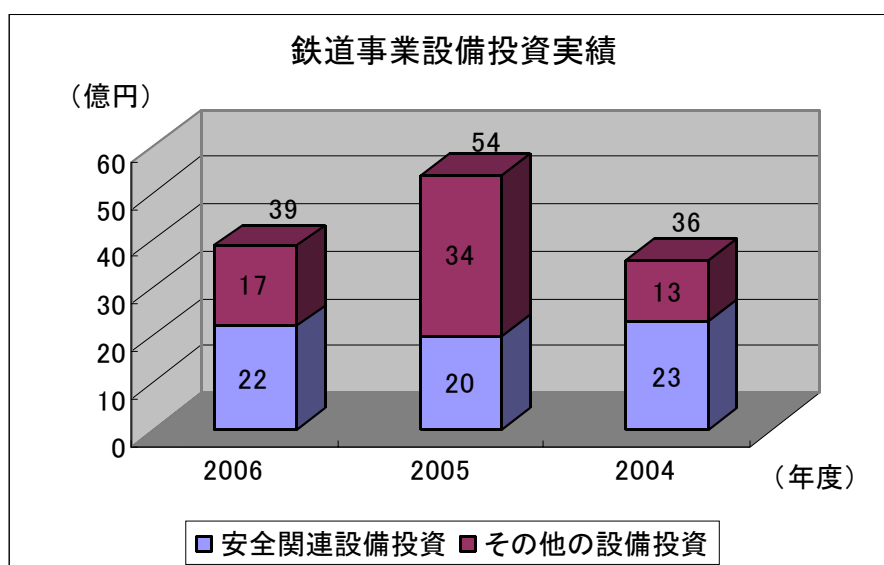
※A E Dは、コンピューターによって、傷病者の心臓のリズムを自動的に調べて、除細動が必要かどうかを自動的に決定するとともに、どういう操作をすべきかを音声メッセージ等で指示してくれます。除細動を行う必要があるときに限って、除細動を実施するようにとの指示を音声メッセージ等で具体的に出す仕組みになっていて、安全性は十分に確保されているため、一般の人でも簡単に操作することが可能とされています。

4 安全投資

(単位：億円)

	平成18(2006)年度	平成17(2005)年度	平成16(2004)年度
安全関連設備投資	22	20	23
その他の設備投資	17	34	13
設備投資総額	39	54	36

※「鉄道事業者による安全報告書の作成手引き<参考資料>安全関連設備投資について」に基づく区分



5 安全に関するその他の取組み・体制

○ 阪急阪神ホールディングス企業倫理相談窓口

当グループでは、日常業務の中で法令等に違反する行為、企業倫理に反する行為を認識した場合に相談する窓口として、企業倫理相談窓口を設けております。ここでは、すべての案件に対して調査、分析、本人への回答を行っております。

○ コンプライアンス相談制度

阪神グループでは、前述の阪急阪神ホールディングス企業倫理相談窓口とは別に、平成17(2005)年4月よりコンプライアンス相談制度に関する規則を定め、輸送の安全確保に関する事項を含めて、すべての役職員が報告、相談できるシステムも構築しております。

Ⅷ. お客さま、関係者等との連携

1 お客さまからのご意見

平成18(2006)年度は、お電話やメールなどあわせて約250件のご意見、ご要望、お褒めなどをお寄せ頂きました。

このように「お客さまの声」を頂いた場合には、ケースに応じて、状況を確認の上、対策の実施や検討、社員指導等を行っております。また、お客さまに回答が必要なご意見に対しては、速やかに回答するよう努めております。

なお、当社に対するご意見などを受けたまわる窓口として、ホームページ上で、メールや関係部署の電話番号をお知らせしております。

(ホームページアドレスは、「Ⅸ. 安全報告書へのご意見等」に記載しております。)

2 お客さま、沿線住民のみなさまへのご協力をお願い

○踏切事故防止キャンペーン

平成18(2006)年度においても近畿運輸局、近畿管区警察署、近畿地方整備局並びに関西鉄道協会等の共催のもと、当社も「踏切事故防止キャンペーン」に参画し、踏切道通行の安全の確保と踏切道事故防止の啓発に取り組んでおります。

- ・主な踏切道での啓発グッズの配布等による啓発活動
- ・啓発ポスターの掲出及びスポット放送の実施など

○「こども110番の駅」の取組み

当社では、平成17(2005)年4月より、下記の8駅において「こども110番の駅」として取り組んでおります。子ども達が被害に遭って、助けを求めてきた時の対応は勿論のこと、日頃から安全・安心な地域づくりに貢献し、子ども達にやさしい駅を目指していきます。

[取組駅] 梅田, 尼崎, 武庫川, 甲子園, 西宮,
御影, 三宮, 元町



Ⅸ. 安全報告書へのご意見等

安全報告書の内容や当社の安全に対する取組みについてのご意見等につきましては、下記のホームページ内の「お問い合わせ」サイトでお伺いしております。

【阪神グループホームページ】

<http://www.hanshin.co.jp/>

※ホームページ画面上段の「企業情報」内にある「お問い合わせ」から、ご意見等をお寄せ下さい。